

GPA 制度に関する運用規程により、成績不振学生に対する学修指導に該当する場合は、対象学生に対し次に掲げる学修指導を行います。

- (1) 年度 GPA1.0 未満となった学生に対しては、本人及び保証人（保護者等）を呼び出し、アドバイザーによる注意と指導を行う。
- (2) 年度 GPA1.0 未満が2回連続し、かつ累積 GPA が 1.0 未満となった学生に対しては、(1)の注意と指導を行い修学の意志がないと認められる場合には、教授会の議を経て、退学勧告を行う。